

都市公園使用料及び占用料改定のお知らせ

令和8年4月1日より、都市公園使用料及び占用料を改定いたします。

1 改正の趣旨

業として公園を使用する場合等の都市公園使用料について、近年の物価高騰による公園の維持管理コストの増加等、社会情勢の変化を踏まえ、料金を改定します。

また、公園の様々な利活用に伴い、近年増加しているキッチンカー営業等について新たに区分を設けることとし、占用料を改定します。

2 改正の内容

(1) 行為許可使用料の改定

使用料を規定する別表第4を次のように改定します。

区分	単位	改定前	改定後
行商、募金その他これらに類する行為	1人につき1日	300円	<u>390</u> 円
業として行う写真の撮影	常時	写真機1台につき1月	3,000円
	臨時	写真機1台につき1日	<u>390</u> 円
業として行う映画の撮影又はテレビの放映その他これに類する行為	1回につき2時間以内	3,000円	<u>3,900</u> 円
興行	1平方メートルにつき1日	15円	<u>20</u> 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	3円	<u>4</u> 円

(2) 設置許可使用料の改定

使用料を規定する別表第5の一部を次のように改定します。

区分	単位	改定前	改定後
公園施設を設置する場合	1平方メートルにつき1月	100円以内(公募の方法により公園施設を設置する場合にあっては、この項に定める金額の範囲内で市長が定める使用料の金額に2,100を乗じて得た金額以内)	<u>170</u> 円以内(公募の方法により公園施設を設置する場合にあっては、この項に定める金額の範囲内で市長が定める使用料の金額に2,100を乗じて得た金額以内)

(3) 占用料の改定

占用料を規定する別表第6の一部を次のように改定します。

改定前			改定後		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占用面積 1平方メートルにつき1日	11円	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	<u>露店その他これに類するもの</u> <u>その他もの</u>	占用面積 1平方メートルにつき1日
					120円 11円

3 施行期日

令和8年4月1日

※申請・許可日が施行期日より前であっても、公園の使用及び占用日が施行期日以降である場合には、改定後の金額が適用されます。

4 問い合わせ先

(1) 料金改定について

公園管理課

電話：043-245-5780

HP：<https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/kanri/sennyouryou.html>

※許可手続きは下記の各公園緑地事務所が行います。

(2) 許可手続きについて

中央・美浜公園緑地事務所（中央区・美浜区担当）

電話：043-279-8440

花見川・稻毛公園緑地事務所（花見川区・稻毛区担当）

電話：043-286-8740

若葉公園緑地事務所（若葉区担当）

電話：043-306-0101

緑公園緑地事務所（緑区担当）

電話：043-294-2884